



山形県公報

平成24年3月13日（火）
第2325号
毎週火・金曜日発行

目次

規則

○山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（教育庁）…267

告示

○生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…268

○道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同

○同……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同

○同……………（同）…269

○県道の供用の開始……………（同）…同

○同……………（同）…同

教育委員会関係

告示

○山形県教育委員会3月定例会の招集……………270

公告

○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施……………（公安委員会）…同

規則

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月13日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第7号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則（平成2年7月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中

フットライト	1列	300円
--------	----	------

 を

フットライト	1列	300円
ステージライト	1台	150円
ミラーボール	1台	330円

 に、

モニターテレビ（ビデオ付き）	1台	500円
----------------	----	------

 を

モニターテレビ（ビデオ付き）	一式	500円	に改める。
ビデオデッキ	1台	300円	
ディー・ブイ・ディープレーヤー	1台	300円	
ブルーレイディスクプレーヤー	1台	300円	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
鶴岡ヘルパーセンター	訪問介護 介護予防訪問介護	鶴岡市美原町30番61号	平成24. 1. 10

山形県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 福寿野熊高線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字赤松字中島386番1から 同 字木戸口576番1まで	旧	21.0メートル } 17.0	メートル 340
同 上	新	21.0メートル } 17.0	同 上

山形県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 川西小国線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字上屋地字九才沢316番1から	上まで	旧	19.5メートル	43メートル
同			11.3	
同	上	新	22.3メートル	同上
			14.5	

山形県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年3月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 川西小国線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字上屋地字九才沢316番1から	上まで	旧	40.2メートル	108メートル
同			11.5	
同	上	新	83.0メートル	同上
			15.5	

山形県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年3月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 川西小国線
2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字上屋地字九才沢316番1から
同 上まで
3 供用開始の期日 平成24年3月13日

山形県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年3月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 川西小国線
2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字上屋地字九才沢316番1から
同 上まで
3 供用開始の期日 平成24年3月13日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第4号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成24年3月13日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成24年3月15日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 市立高等学校の廃止に係る認可について
 - (2) 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (3) 山形県教育委員会教育長の任命について
 - (4) 教育委員会職員の人事について
 - (5) 教職員の人事について

公 告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条に規定する技能検定員審査及び第10条第1項に規定する教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

山形県公安委員会
委員長 小 林 由 紀 子

- 1 審査の種類
 - (1) 技能検定員審査
 - ア 技能検定員審査（大型）
 - イ 技能検定員審査（中型）
 - ウ 技能検定員審査（普通）
 - エ 技能検定員審査（大特）
 - オ 技能検定員審査（大自二）
 - カ 技能検定員審査（けん自二）
 - キ 技能検定員審査（けん牽引）
 - ク 技能検定員審査（大型二種）
 - ケ 技能検定員審査（中型二種）
 - コ 技能検定員審査（普通二種）
 - (2) 教習指導員審査
 - ア 教習指導員審査（大型）
 - イ 教習指導員審査（中型）
 - ウ 教習指導員審査（普通）
 - エ 教習指導員審査（大特）
 - オ 教習指導員審査（大自二）
 - カ 教習指導員審査（けん自二）
 - キ 教習指導員審査（けん牽引）
 - ク 教習指導員審査（大型二種）
 - ケ 教習指導員審査（中型二種）
 - コ 教習指導員審査（普通二種）

2 審査の期日及び場所

(1) 期 日

平成24年4月23日（月）から4月27日（金）までの間において、前項の技能検定員審査及び教習指導員審査の種類ごとに別に指定する日

(2) 場 所

天童市大字高楯1300番 山形県総合交通安全センター

3 審査の申請手続

(1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

(2) 申請の受付期間及び受付時間

平成24年4月2日（月）から4月6日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 その他

詳細については、運転免許課（電話023-655-2150）に問い合わせること。

平成24年 3月13日印刷
平成24年 3月13日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056